



平成 26 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎  
(コード番号：6079 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 長 畑 直 史  
(TEL. 03-5284-8326)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 12 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、同日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、過年度決算短信等についても訂正の開示いたしました。

本日、これに加えて、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、再発防止策の詳細につきましては、平成 26 年 12 月 19 日付「第三者調査委員会からの追加報告書の受領及び再発防止策に関するお知らせ」において公表いたしました、第三者委員会による追加報告書をご参照ください。

株主の皆様をはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 10 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

## 記

平成26年10月、一部のWEBサイトの書き込みにより、過去の一部の取引に関して不適切な会計処理のおそれが発覚したため、当社は、平成26年11月7日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。かかる社内調査の結果、当該取引以外にも不適切な会計処理があることが判明したため、本取引及びその他の過去の取引について、より客観的・網羅的な調査を行い事実関係及び発生原因の解明や再発防止策の提言等を行うことを目的として、平成26年11月20日、第三者調査委員会を設置いたしました。

平成26年12月12日、第三者調査委員会から調査報告書を受領した結果、平成25年9月期以降の売上計上等に関し不適切な会計処理が行われたことが判明したため、過年度及び当期の売上高の取り消し等の訂正を行いました。また、これに関連し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセス、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コーポレートガバナンスの見直し
- (2) 売上を過度に重視する経営方針の見直し
- (3) 適切な決裁手続の構築
- (4) 法令遵守体制の強化
- (5) 電源開発事業部の見直し

以上